

○岡山理科大学大学院長期履修学生規程

令和元年9月25日

(趣旨)

第1条 岡山理科大学大学院長期履修学生規程は、岡山理科大学大学院（以下「本大学院」という。）学則（以下「本大学院学則」という。）第5条の2の規定に基づき、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了する者（以下「長期履修学生」という。）に関し必要な事項を定める。

(申請資格)

第2条 長期履修学生として申請できる者は、本大学院の入学予定者及び在学生のうち、次の各号の一に該当し、本大学院学則第5条に定める標準修業年限内での修学が困難な者とする。ただし、標準修業年限の修了予定年次に在学する者を除く。

- (1) 有職者であって、職務上の事情により、標準修業年限で修了することが困難な者
- (2) 育児、介護等により、標準修業年限で修了することが困難な者
- (3) その他特別の事情により、標準修業年限で修了することが困難であると学長が認められた者

(長期履修期間及び在学年限)

第3条 長期履修学生として標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められる期間（以下「長期履修期間」という。）は、修士課程は4年を限度として、博士課程（後期）は6年を限度として、年度単位で申請できるものとする。

2 長期履修学生の在学期間は本大学院学則第6条に準拠し、休学期間は本大学院学則第35条に準拠する。

(申請手続)

第4条 長期履修学生を希望する者は、入学予定者においては入学試験要項等で定めた時期に、在学生においては許可を受けようとする年次開始2ヶ月前の本学が定めた時期に、それぞれ次の書類を添えて、学長に願い出なければならない。

- (1) 長期履修申請書（本学所定の様式）
- (2) 長期履修計画書（本学所定の様式）
- (3) 第2条の各号に定める申請資格を証明する書類
- (4) その他、学長が必要と認める書類

(決定)

第5条 前条の申請については、当該研究科委員会の審議を経て、学長が決定する。

(授業料等)

第6条 授業料等の納入方法は、別に定める。

(長期履修期間の変更)

第7条 長期履修学生として入学した者が、許可された長期履修期間の延長または短縮(以下「長期履修期間の変更」という。)を希望する場合は、許可を受けようとする年次開始2ヶ月前の本学が定めた時期に、本学所定の書類を添えて学長に申請しなければならない。ただし、修了予定年次に在学する者の延長の申請はできない。

2 前項の申請については、当該研究科委員会の審議を経て、学長が許可する。

3 長期履修期間の変更は1年単位で申請できるものとし、本大学院在学中1回に限り許可することがある。

4 変更申請が許可された場合における授業料その他納付金の額は、別に定める。

(長期履修の許可の取消し)

第8条 長期履修学生が本大学院学則及び諸規程に違反したとき、または長期履修に関し虚偽の申請をしたとき、学長は、研究科委員会の審議を経て、長期履修の許可を取り消すことができる。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学院委員会及び大学協議会の審議を経て学長が行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、当該研究科において定める。

附 則

この規程は、令和元年10月29日から施行する。